

第 30 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

1. 日時:平成 20 年 11 月 11 日(火) 16:00~17:55
2. 場所:内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席委員:大森委員長、外園委員長代理、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、加藤委員、小町谷委員、平澤委員、御厨委員、山本委員、渡邊委員

4. 議事次第

(1)(独)国立公文書館について

- ①平成 20 年度上半期業務執行状況
- ②平成 21 年度予算概算要求状況
- ③公文書管理の在り方等について

(2)(独)国民生活センターについて

- ①平成 20 年度上半期業務執行状況
- ②平成 21 年度予算概算要求状況
- ③中期計画の一部変更

(3)(独)沖縄科学技術研究基盤整備機構について

- ①平成 20 年度上半期業務執行状況
- ②平成 21 年度予算概算要求状況
- ③中期計画の一部変更

(4)(独)北方領土問題対策協会について

- ①平成 20 年度上半期業務執行状況
- ②平成 21 年度予算概算要求状況

(5)今後の予定について

5. 議事

○大森委員長 それでは、全員おそろいでございますので始めさせていただきます。

本日、第 30 回でございまして、定足数を満たしておりますので、これから議事に入らせていただきます。お手元に議事次第がございますので、この順番で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、国立公文書館の上半期の業務執行状況と平成 21 年度の概算要求につきまして御報告いただきます。

最初に、館長からごあいさついただきます。

○菊池国立公文書館館長 国立公文書館長の菊池でございます。

本日、出席しておりますのは、事務方では村松次長、佐野総務課長、アジア歴史資料センターの濱

田次長でございます。濱田はこの8月に着任をいたしました。

平素から、先生方には、さまざまな角度からの御指導、御支援を賜りまして感謝申し上げます。お陰様で、公文書管理の重要性の認識が非常に高まってきたという喜ばしい状況でございます。

早速、業務の執行状況についてでございますが、ごく概況的に申し上げたいと思います。

先ず、業務は、順調に進捗しております。従来から、私ども中期目標、それに対応する中期計画、各年度ごとの年度計画を策定して、毎週開催いたします幹部会、毎月、監事及びアジア歴史資料センターの石井センター長、あと、幹部職員が参加する役員会で事業の実施状況の実態を共有し、更に四半期ごとに年度計画との対比で進捗状況を照合して、遅滞や執行漏れのないように努めているところでございます。

各項目につきましては、後ほど次長あるいは総務課長から、概算要求の状況等も併せて御報告をいたします。

今年度上半期についてごく大ざっぱに申しますと、まず第1に、何といても、福田前総理のもとでの公文書管理と国立公文書館の体制強化の動きというものが挙げられると思います。公文書管理担当大臣の設置と尾崎護氏を座長とします有識者会議が開催され、加藤陽子委員にも御参加をいただいているところでございます。この取組みが大変大きかったと。

内容につきましては、後ほど内閣官房、内閣府から御報告があると存じますが、私どもといたしましても、まさに千載一遇の絶好のチャンスであるということを考えて、専門の立場から、全力でこのチャンスを生かすべく対応をまいります。

7月には、4年に1度、ちょうどオリンピックの年と軌を一にしまして、ICA、国際公文書館会議の世界大会がマレーシアのクアラルンプールで開かれました。我が国からは、館職員を含みます未曾有の40名を超える方々の参加を得ました。3つのセッションと1つのワークショップを私ども主催いたしました、大変評価をいただいたところでございます。国内から、各方面から御参加いただいたんですが、これは昨年御報告いたしましたアーカイブズ関係機関協議会、こういうようなものをベースにして、関係者との連携強化に取り組んできたところの成果であると考えています。

夏でございますけれども、今年はちょうど極東軍事裁判から60年というようなことで、極東軍事裁判関係の記録のことが新聞で随分報道されました。私どもの方で、公開した文書について、地道な調査で、記者さんが報道記事書いたわけですが、こういうようなものの公開というものに対する地道な資料への取り組みというものが、大切なことを痛感したところの事例でございます。

アジア歴史資料センターにつきましては、近年、特に中国あるいは韓国を初めとする海外での評価が高くなっております。石井センター長も、御高齢と言っては申し訳ないんですが、御高齢を押して、自ら欧州での日本研究集会などに出て基調講演をしていただくというようなことで、大変頭の下がる御活躍をいただいております。

そういうことで、我が国としても、諸外国に対して胸を張れる日本の歴史資料を公開していくというようなことを実現しております。

このように、公文書館、自分で言うのもおかしいんですが、アジ歴も含めて順調な動きをしております。これから、公文書管理あるいは公文書館強化に対する法制化、体制づくりというような局面に入っ

いりますが、先生方の御支援、御鞭撻をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

○村松国立公文書館次長 公文書館次長の村松でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1によりまして、上半期の業務執行状況について主なものを御報告したいと思います。まず、1ページ目、業務運営の効率化でございますが、これについては、随意契約によることができる基準額について、平成20年4月から国の基準に準じた引き下げを行って、一般競争入札の拡大を進めているところであります。

次に、2ページ目以降、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ということでございますが、まず、4ページの中ほどのivでございます。

公文書の受け入れでございますが、平成19年度移管計画に基づきまして、上半期に一般行政文書を約2万3,000冊、それから林野庁の地方局分でございますが、1万7,000冊の公文書を受け入れました。これらにつきましては、受け入れから11か月を目標に一般の利用に供するということとしておりまして、現在、くん蒸という消毒作業や、目録作成作業を鋭意行っているところでございます。

次に、5ページのiiiでございます。

計画的な修復でございます。これも計画どおり順調に作業が行われているところでございます。

次に、6ページ目でございます。

展示会でございますが、本年4月は「病と医療」と題する特別展を開催いたしました。これまでは、所蔵資料の中から、古書・古文書と公文書と、それぞれに分けて個々に展示会を開催しておったところでございますが、今回この特別展では古書と公文書を組み合わせ、江戸から明治に至るまでの我が国の医療に関する歴史の流れが連続してごらんいただけるよう、内閣文庫資料と公文書資料、両方の資料を展示してご覧いただいたということで、たくさんのお来館者がございました。

また、この秋でございます10月には、教育をテーマにしまして、春と同様に、内閣文庫資料と公文書の資料、両方の資料を展示したところでございます。

次の7ページ、マイクロフィルムの撮影でございます。これにつきましては、つくば分館、本館ともに、順調に作業が進められているところであります。

8ページ目でございます。

④のデジタルアーカイブでございます。これにつきましても、計画どおり、デジタル画像を作成中でございまして、また、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進に資するため、システムの標準化に係る実証試験を行うこととしております。

⑤の研修でございます。これにつきましても、予定どおり実施いたしまして、受講者数で見ますと、上半期で年度目標といたしました100名を超えて、延べ136名となっております。

10ページ目、ハであります。

国際公文書館会議のICAでございますが、発足してからちょうど今年が60年目に当たることから、ICAではこれを記念して、会議発足の6月9日を「国際アーカイブズの日」と定めたわけでございますが、当館ではこれに合わせまして、文書や記録を残し、それを利用することの大切さ、その意義を国民に訴

えるポスター、チラシなどを作成いたしまして趣旨の周知に努めました。

更に6月9日当日でございますが、アーカイブズ関係者が一堂に会した記念講演会を開催いたしました。その際、第1回「国際アーカイブズの日」記念日本大会アピールが採択されたところであります。

12 ページ目でございます。

⑦の国際的な公文書館活動への参加・貢献。これにつきましては、ICAの執行委員会、管理運営委員会に館長がICAの副会長として出席し、会議において重要な役割を果たしたところであります。

13 ページの ii の国際会議等への参加でございます。

ただいま館長が申し上げましたとおり、マレーシアのクアラルンプールで第 16 回国際公文書館大会が開催されまして、この大会で3つのセッションと修復ワークショップを当館が主催いたしました。これらセッションには各国から多数の参加がございまして、我が国からの情報発信と諸外国との積極的な交流が図られたところでございます。

次に、外国の公文書館等の交流推進でございますが、まず、オマーン国の国立公文書館制度創設準備のために、4月に、オマーン国遺産文化大臣ハイサム殿下一行が来館されました。これを契機に、5月には、上川陽子公文書管理担当大臣がオマーン国を公式訪問。更に 10 月には、同国の公文書庁長官一行が公文書館調査のために来日されまして、当館が積極的な対応を行ったところであります。

16 ページを開いていただきまして、アジア歴史資料センターのデータベースの構築でございます。

まず、平成 20 年度の3機関からの受入状況でございますが、9月末までに合計 129 万コマを入手いたしまして、現在、データベース構築に向けた作業を行っているところであります。下半期には、更に 121 万コマを受け入れる予定であります。19 年度に受け入れた画像の 308 万コマにつきましては、画像変換等の作業を進めまして、9月末までにはすべての公開を終えました。したがって、受け入れから1年以内に公開するという目標を達成したところでございます。

なお、公開の累計数は 1,740 万コマとなったところであります。

アジ歴の広報につきましては、スポンサーサイト広告、バナー広告、インターネットを利用した広報を行いまして、アクセス誘導に努めたところであります。

また、アジ歴のロゴマークを公募したところ 736 点の応募がございまして、その中から採用作品1点を決定したところであります。また、アジ歴データベースの一層の利用促進を図るための国内外の大学・研究機関等に出向いたデモンストレーション、セミナーといったものも積極的に行ったところでございます。

以上、簡単でございますが、上半期の業務執行状況につきまして御報告させていただきました。

○佐野国立公文書館総務課長 それでは、引き続きまして、お手元の資料2に基づきまして、国立公文書館の 21 年度の予算概算要求について御説明申し上げます。

まず、1つ目は、国立公文書館の運営費交付金でございます。これは、国立公文書館の運営に必要な経費ということでございまして、先ほど話がありました公文書館の在り方等に関する有識者会議中間報告等を踏まえまして、前年度運営費交付金に対しまして 25.5%増額、政策係数の伸び率としまして 44%としております。具体的金額としましては、中期計画で定められた算定ルールに基づきまして、23 億 100 万円を要求したところでございます。

2つ目は、国立公文書館の施設整備費補助金でございます。耐震改修工事に必要な経費としまして、1億 5,300 万円を計上しております。

合計しまして、要求総額としましては 24 億 5,500 万円を要求しているところでございます。対前年度予算に比べまして、金額で6億 2,100 万円、率にしまして 33.9%の増となっているところでございます。

裏面の次のページには、収入、支出の面から整理したものでございます。一覧表のとおりでございます。

表の下の部分でございます。これは新規要求あるいは拡充経費の主なものを5項目に分けて整理したところでございます。例えば、1番目の利用者の利便性向上関係では、1つ目の○、公文書等のデジタル化推進経費でございます。これは計画的に進めているデジタル化について、更に進度のアップを図るため 4,900 万円の増額でございます。

2番目では、研修関係経費ということで 1,700 万円。

それから3番目は、専門職員等人材養成充実強化経費でございます。1つ目の○にございますように、公文書専門要員を新たに増員した上で、その養成を図るための経費として 8,800 万円でございます。

それから4番目は、アジア歴史資料情報提供事業経費ということでございまして、具体的には件名自動英訳システムの開発研究としまして、英語検索について、今後、機械翻訳システムの導入について検討するために 1,500 万円。

それから5番目は、先ほど申し上げましたとおり、本館建物の耐震改修工事等に必要な経費としまして1億 5,400 万円を要求したところでございます。

以上が、来年度予算要求の概略でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

御説明がございましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

順調に推移しているという御報告でございますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、次に有識者会議の報告について御説明を簡単にお聞きしましょうか。

○福井管理室長 内閣府官房管理室の福井と申します。座ったままで説明させていただきます。

有識者会議のメンバーであられました加藤先生の前で私が説明するのも、ちょっと気恥ずかしいところがございますが、役目ですので説明させていただきます。

先ほど菊池館長からもお話がありましたとおり、本年2月になりますが、公文書管理担当大臣として上川陽子さんが大臣に任命されまして、早速3月 12 日から、上川大臣のもとに置かれる有識者会議として、公文書管理の在り方等に関する有識者会議が開催されました。結局 12 回やっております、この種の会議の中ではかなり密度は濃いものだったのではないかなと、事務方としては思っております。11 月4日に最終報告という形で、尾崎座長から小淵優子担当大臣に提出がされました。当日のうちに、総理まで報告をされた形になっております。

お配りしている冊子を読んでもいただきますと、なかなか含蓄に富んだいろんな表現が入っていますが、冊子の中に1枚、A3のカラーの紙が挟んであると思います。これで簡単に内容を御報告させていただきます。

一番頭に横書きで、『「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」最終報告のポイント』と書いてあ

りますが、そのすぐ下に、少し小さな字になりますが、副題として、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」という言葉がございます。この有識者会議のポイントを一言で言ってしまうと、この「貫く」というところにあるのかなと事務方としては受け取っているところなんです、何を貫いているかといいますと、この紙の一番左側に、薄緑色のグループと薄い黄色いグループで、上に「行政機関」、一番下に「国立公文書館等」と書かれた縦に長い場所がございます。ここに色を変えておりますように、いわゆる行政文書、役所が使っている行政文書と、それから国立公文書館等で預かっております歴史的な文書、これの間には、法的に役所が扱っている文書は情報公開法、公文書館で預かる文書は国立公文書館法というように、法的にもあるいは担当している省庁についても切れ目がありました。ここをきちんと貫いて1つの流れにしていこうというのが、今回の有識者会議の最終報告の最大のポイントではないかと思っております。

行政文書、緑色の方のグループにつきましては、あるべき文書がないだとか、なくなっちゃったとか、あるいは捨てられてしまったといったようなことがないように、きちんと規定をそろえていこうと。それから、黄色い国立公文書館の方では、預かった文書をきちんと利用できるようにしていこうと。その間に矢印で「移管」という部分がありますが、この移管というのが、しかるべき文書がきちんと移管されるように仕組みを整えていこうということで、行政文書から歴史文書に至ります縦の流れを貫いていくというのが1つの目的かなと思っております。

有識者会議で言われたことを、簡単に右側の黄色いグループで6つの◎で整理しております。

1つは、徹底した意識改革ということで、公務員が文書を作成してそれを残していくという作業について、自分の仕事であるということを明確に理解して公文書をつくっていこうというために、一言で言ってしまうと、きちんとした啓発と研修をしなければいけないということかと思えます。

それから2つ目の◎ですが、先ほどもありましたように、現在役所が使っている文書、もう使わなくなった非現用文書、これを通じて1つの法制をつくり上げようと。それによって統一的・体系的な公文書管理を実現しようというのが2つ目の提案かと思えます。

3つ目の提案は、「貫く」のもう一つの一面ですが、文書のライフサイクルではなくて、今度は、各省ごとにあるいは各機関にばらばらになっている管理ルールについて、横串できちんと共通化していこうと。そのためには、1つは基準をきちんとつくっていかなければいけない。公務員の方がわかる、公務員が使いやすい基準をつくっていかなければいけない。もう一つは、公文書の管理担当機関というのをきちんと設けて、監視機能をそこに持たせるといったことをしていかなければいけないだろうというのが3つ目でございます。

4つ目の◎が、体系的な移管促進の仕組みとありますが、要するに、縦の流れの中に専門家の知見を積極的に活用していこうという提案と理解しております。特に、「・」が3つありますけれども、御提案がありまして、1つは、『(「日本版レコードスケジュール」)』とありますが、米国のレコードスケジュール制度をモデルにしまして、文書を最初に作成したときに、正確には作成した後ファイル簿に書き込むときということになります、文書が将来公文書館に移されるべき文書なのか、あるいは歴史的な価値はないということで廃棄すべき文書なのかということ、作成に携わった職員が、自分の考えでそれを決められるようにしようというレコードスケジュールという方法をとれないだろうか。それから、文書について一

定期間経過後に、専門家がチェックしやすいように、各省の文書課等で集中管理するという方法とはとれないだろうかという中間書庫あるいは集中書庫という考え方。それと立法・司法文書の移管を促進するために、何らかの形の協議機関を設けられないかという御提案をいただいております。

それから5つ目ですが、現用、非現用、両方を通じまして、ITの活用という形で公文書の利用促進をしていけなだろうか。1つは、作成から国立公文書館に移しかえるまで、そして国立公文書館で利用するまでの間、いわゆる電子的処理というのができるようにすべきではないかと。それから、公文書館に移されました文書について、デジタルアーカイブ化等によって利用促進をしていくべきだという御提案でございます。

これらを受けましてということになるかと思いますが、6つ目の◎は、公文書管理に関する調整機能を政府部内できちんと強化しろという提案でございました。行政機関のみならず、立法府や司法府からの文書の移管促進も視野に入れた我が国全体の公文書管理に関する調整機能を強化すると。そのために、制度官庁、これは内閣総理大臣とそれを補佐する内閣府ということになるかと思いますが、制度官庁と、それから、単なる独立行政法人ではない特別な法人である国立公文書館と、この2者が密接に連携して調整機能を発揮していく形をとれないだろうか。これによって、政治的な判断、行政的な判断、それから専門的・技術的な支援、こういったものがきちんと連携をとることによってやっていけないだろうかということでございます。新たなこの機能にふさわしいような専門的人材を確保し、更に人員を充実しろと。数百人規模というふうにいただいておりますが。それから、施設についても、この種の会議では恐らく大変異例だと思うんですが、霞が関地区周辺といった具体的な名称をいただいて、これを念頭に置いた施設の計画的整備をしていけというような提言になっております。これらにつきまして、公文書管理法案というものをまとめて国会に提出しなさいというのが、有識者会議の御報告のあらあらかと思っております。

とりあえず、簡単ですが、そのような報告を今いただいて、政府部内で公文書管理法案の提出等の作業を開始しているところでございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

何か御発言ございますでしょうか。

この「時を貫く記録」の出どころはどこなんですか。どなたが言ったんですか。

○加藤委員 上川大臣です。

○大森委員長 大臣がおっしゃったの。この言い方を。大臣の発案ですか。

○福井管理室長 少なくとも、役人からはこの名前は出ていません。第何回目か、上川大臣が論語の抜粋を配って、「貫く」という言葉を使ってはどうだろうかという御提案がありました。

○山崎政策評価審議官 論語では「里仁編」に、「一をもってこれを貫く」と、「夫子の道は忠恕のみ」というのがあるんですが、それから上川大臣がちょっと変えてつくられたということのようです。

○大森委員長 そうなんですか。

何か、お気づきの点がございますでしょうか。

国立公文書館は、そのうち、要するに独法ではなくなるということでしょう、はっきり言うと。

○菊池国立公文書館館長 そうです。

○大森委員長 だから、当初目指していた方向ではないかと私は個人的に思っていますので、エールを送りたいと思います。非常に見劣りするとか、ひどい状態のまま置かれたものについて少し日が当たり始めているので、法案の立案等は私どもの所管ではありませんけれども、何か頑張ってもらいたいという、そういう気持ちでございます。

それでは、以上をもって終わりにいたします。ありがとうございました。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 次に、国民生活センターの上半期の業務執行状況 21 年度の概算要求につきまして、まず御報告を受けたいと思います。

では、よろしくをお願いします。

○中名生国民生活センター理事長 国民生活センターの中名生でございます。

本日は、御説明の機会をいただきましてありがとうございます。

国民生活センターは、今年の4月から第2期中期業務計画の期間に入っておりまして、現在、計画に沿って鋭意業務を進めているところでございますが、私からは特に2点申し上げたいと思っております。

第1点は、消費者の安心・安全のための情報提供ということで、特に記者説明会というのを機動的に開いているということでございます。従来は、国民生活センターの記者説明というのは月に1回ないし2回ということでございましたが、今年度は毎月2回以上、多い月には、月に4回ぐらい、毎週1回という感じで記者説明を行っております。

情報提供の件数といたしましては、中期計画では年間で 50 件以上という、やや欲張った計画を立てておりますが、今年度の上半期の実績で 28 テーマということで、これを上回るペースで記者会見を行っているということでございます。それからまた、新聞やテレビが広くこれを報道していただいておりますので、ありがたいことに、消費者への情報提供という役目を果たしているのかなと思っております。

それから、第2点であります。今、開かれております臨時国会に消費者庁の設置のための関連3法案というのが提出されておりますが、消費者行政の強化のためには、中央省庁の体制整備と並んで、地方における消費者行政のてこ入れというのが不可欠という状況でございます。国民生活センターといたしましては、国の中核的な実施機関ということから、こうした地方の消費者行政のてこ入れのためにも貢献をしていきたいと考えております。

それでは、田口理事の方から、引き続いて上期の業務の実施状況について、資料に即して御説明申し上げます。

○田口国民生活センター理事 理事の田口でございます。

それでは、国民生活センターの今年度上期の業務執行状況につきまして、お手元の横長の資料4に沿いまして要点を御説明したいと思います。

まず、1の効率化に関する目標についてでございます。

(1)の一般管理費及び業務経費につきましては、右側の欄にありますように、それぞれ計画目標どおりの対前年度 97%、99%という予算額の中で実施計画予算を策定いたしまして、効率的・効果的な予算執行に努力しているところでございます。

(2)の総人件費につきましては、対前年度 98%、マイナス2%という予算額の中で実施計画予算を策定しているところでございます。

(3)の給与水準につきましては、国家公務員との給与水準差等の観点から検証を行いまして、取組状況と、今後講ずる措置について6月に公表したところでございます。

(4)の随意契約の見直しにつきましては、原則として、平成 22 年度までにすべて一般競争入札等に移行するという随意契約見直し計画を立てておりまして、この見直し計画に沿いまして着実に実施しているところでございます。

2ページに移りまして、(5)保有資産の有効活用についてでございます。

まず、相模原事務所の市場化テストにつきましては、内閣府の官民競争入札等監理委員会と打ち合わせを行いまして、実施要領案を調整しているところでございます。また、東京事務所につきましては、財務省の国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議というこの会議の報告書が今年の6月 12 日に出されておりました、この報告書において、当センター東京事務所と合築となっております品川税務署の敷地を処分し、移転することが盛り込まれたところでございます。これに伴いまして、国民生活センター東京事務所につきましても、品川税務署の移転に合わせ、東京でないと果たしにくい情報発信等の機能を十分発揮しながら、消費者行政の強化につながる移転先の確保を、平成 25 年度までに図るということにしております。

2からは個別業務についてでございます。

(1)は、消費生活情報の収集・分析・提供でございます。

まず、①はPIO-NETの刷新等についてでございます。PIO-NETにつきましては、入力の早期化あるいは利用の高度化を図るために、システムの抜本的刷新を図りまして、平成 22 年度から新システムに移行する予定でございます。今年度は、そのために右側2つ目の「・」にございますように、全国の消費生活センターへのアンケート調査を実施いたしまして、消費生活センターの意見を踏まえて仕様書案を作成いたしますとともに、各地センターとのPIO-NET運営連絡会議あるいは各ブロック別の説明会を実施しているところでございます。今後、19 年度策定の最適化計画に基づきまして、調達手続を進めていくことといたしております。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

②が早期警戒指標の整備でございます。これは、PIO-NET情報の中から問題性の高い事案を抽出していくための指標を整備していこうというものでございまして、右側にありますように、外部有識者からなる早期警戒指標開発検討委員会におきまして指標開発の方針等を検討するとともに、時系列を用いた指標案あるいは事業者の悪質傾向を把握する指標案を作成し、現在、検討を進めているところでございます。

③は、事故情報を迅速に収集するためのデータバンクを整備しようというもので、今年度上半期におきましては、PIO-NETを含む類似の情報収集システムに関する情報を収集いたしますとともに、システム調達に係る支援業務の企画競争を実施し、委託業者を選定したところでございます。現在、仕様書の作成に取りかかっているところでございます。また、その下にありますように、内閣府とも御相談しながら、関係省庁間における入力情報の共有方法、あるいは関係省庁の保有する事故情報の共有化

につきまして、内閣府を通じ協議を開始しているところでございます。

次が④、消費者トラブルメール箱の運用でございます。これは、主としてPIO-NETのシステムを保管する仕組みでございまして、インターネットを活用して情報の収集を幅広く、広く一般の消費者も含めて収集を図っていこうということで、そういう仕組みのものとして運用しておりますが、今後は、単に情報を収集するだけではなくて、収集と提供の両方向に機能させていこうということで、このトラブルメール箱に寄せられる情報の中で、重要性の高いもの、公益性の高いものについて、消費者へのアドバイスなどをホームページに掲載する方法を検討しているところでございます。今年度下半期からは、ホームページ上での現提供を開始する予定といたしております。

⑤の調査研究につきましては、今年度は学童保育の安全をテーマといたしまして研究会を開催するとともに、アンケート調査等を実施しているところでございます。

4ページでございます。

(2)国民への情報提供の強化でございます。①が報道機関等を通じた情報提供でございます。

先ほど理事長からも申し上げましたように、PIO-NET等で収集される情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を機動的に開催する。これによって、年間50件以上の情報提供を行うということで、当センターとして大変力を入れているものでございます。今年度上半期におきましては、記者説明会を月2回以上開催し、ここにございますようなテーマで、上半期で28テーマということで情報提供を実施しております。年度全体では、目標の50件をかなり上回る見込みとなっております。

続きまして、5ページでございます。

第2期中期計画におきましては、この提供のボリュームを増やすということに加えて、国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組むということが新たに盛り込まれております。これを踏まえまして、年度上期にはここにございます15テーマによる情報提供におきまして、事業者名を含めた公表を実施したところでございます。

②は、ホームページ等による情報提供で、まず、ホームページでございますが、ホームページにつきましては、利用者の利便性の向上を図るということで、右側にありますように、高齢者あるいは障害者等のための「見守り情報」コーナーでありますとか、そうした「見守り新鮮情報」あるいは「子どもサポート情報」といったようなもののメール配信を行う、あるいは「多重債務の相談窓口」コーナーの開設等々を実施しているところでございます。

また、緊急性が高い問題につきましては、必要な情報を迅速かつ的確に提供するために、右側にありますように、警察庁と連携し、還付金詐欺でありますとか地震災害に便乗した悪質商法といったような問題に関する注意情報等の提供に努めているところでございます。

6ページでございます。

ホームページに続きまして出版物につきましては、これまでの「国民生活」及び「たしかな目」、いずれも月刊でございましたが、これらを統合し、新たな「月刊国民生活」を創刊いたしまして、前年度に実施したアンケート調査結果も踏まえまして、タイムリーな特集テーマの企画に努めているところでございます。

また、3つ目の「・」にございます「くらしの豆知識」でございますが、これは毎年 20 万部前後発行しておりますが、この「くらしの豆知識」につきましては、前年度に実施したアンケート調査を踏まえ、今年度版は「食の安全を読み解く」というのをテーマとして、この9月に発行したところでございます。

テレビ番組につきましては、前年度に実施した視聴者モニターアンケート調査結果を番組の企画・構成に反映しまして、上期で計 26 回の番組を放映いたしますとともに、そのうち6つの番組については、ホームページを通じ動画を配信しているところでございます。

それから、エの高齢者や障害者等への情報提供につきましては、高齢者版の「見守り新鮮情報」あるいは子ども版「子どもサポート情報」を、それぞれ 12 回、4回発行したところでございます。

続きまして、7ページでございます。

(3)が苦情相談の充実・強化でございます。苦情相談の1つの形態として、まず、アが経由相談でございます。これは、各地センターの中核的機能を強化するために、右側にありますように、職員、相談員で編成いたします6つの専門チームを設けて、各地のセンターではなかなか処理が難しい案件、そういったトラブルの解決に積極的に取り組んでいるところでございます。また、経由相談の処理の面におきましては、その下にありますように、年度上期では 2,274 件の経由相談を受け付けした各地のセンターと共同で、あるいは国民生活センターがそちらから移送を受けて処理をします。共同処理、移送といったような形で、事業者との交渉に当たっているところでございます。

また、イの直接相談につきましては、消費者の方々から直接受ける直接相談につきましては、整理合理化計画策定時にいろいろ御議論があったところでございますが、結論としては、左側にありますように、引き続き直接相談を実施するというので、今年度上期には 2,664 件の直接相談を受け付けて対応いたしますとともに、去る9月には、首都圏の8センターと共同で、高齢者被害特別相談というのを2日間実施したところでございます。

個人情報取り扱いに関する苦情相談につきましては、上期 822 件の相談対応を行っているところでございます。

(4)は、裁判外の紛争解決手続、いわゆるADRの整備についてでございます。今年の通常国会におきまして、国民生活センター法の改正法案が成立いたしまして、この5月に公布されました。今後、来年4月からの施行に向けまして、現在、業務規程原案等の作成に取り組んでいるところでございます。

続きまして、8ページでございます。

関係機関との連携でございますが、まず、①の消費生活センターとの間での連携でございます。右側にありますように、PIO-NETの運営に関する情報を、「消費者行政フォーラム」というところに掲載いたしております。

また、2つ目の「・」にありますように「消費生活相談緊急情報」、いわゆるマルキユウ情報というのを毎月発行しております。これによって、各地の消費生活センターでの相談に生かしていただく。最新時の情報を、各地センターに提供するというものでございます。勿論、内容はすべて実名といいますが、事業者名等も含めて、最近はこういう事業者に関するこういう問題が出ているといったようなものを、タイムリーに提供しているところでございます。

また、その下の「製品関連事故情報」。これは製品事故等の危害情報につきましては、「製品関連事

故情報」という冊子をつくって配布していると。上期では6回発行したところでございます。

国の行政機関との連携というところでは、行政機関からのPIO-NET情報の提供依頼、これに上期では326件提供しております。前年の上期では1,600件近く提供されておりました、4分の1ないし5分の1に大幅に低下しておりますが、これは昨年未以降、各省庁にPIO-NETの端末が設置されまして、各省庁でダイレクトにPIO-NETの情報を検索できるようになったということで、各省庁が御自分で検索して業務に生かしているということで、国民生活センター経由で依頼するものは減少したということでございます。

それから、そういうPIO-NET情報を活用して、制度施策の改善につながるような政策提言等を積極的に行っていくということでございますが、この点につきましては、年度上期7テーマにつきまして、担当課長会議等の場を通じて政策提言等を実施しております。

続きまして9ページ、国民生活センターと業務上の関連のある独立行政法人との連携を図るということで、製品評価技術基盤機構、いわゆるNITEと言われるところ、あるいは国立健康・栄養研究所、更には農林水産消費安全技術センター、いわゆるFAMICと言ったようなところ、こういった法人との連携を深めているところでございます。

次に、法令照会への対応でございます。これは、裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して対応するというところでございまして、年度上期には、法令に基づく照会227件に対応しております。

それから、次が⑤情報公開ですが、これは情報公開法に基づく開示請求に対応するというところで、年度上期には情報公開請求527件に対応しております。半年で500件強でございますので、年間では1,000件を上回るペースでございます。独立行政法人の中では、この1,000件を上回る開示請求を受けるとことは格段に多い件数でございまして、消費者トラブルに関する情報を各方面からの開示請求に対応しているということでございます。

それから(6)は、研修の充実でございます。地方公共団体の消費者行政担当職員あるいは消費生活相談員の方向けの研修に重点化を図っていくということで、上期では23コース、計85日間を実施しております。また、受講された方々に対してはアンケート調査を行い、その後の講座に反映していくということで、同時に満足度等も聞いておりますが、満足度評価は右側にありますように5段階評価で、4.7ないし4.9という結果になっております。

10ページは、専門相談員資格認定制度でございます。

相談員の資質・能力を備えた方々を広く供給していくということで、資格の審査認定業務を行っております。どうしても今こういう資格保持者が都市部に集中するというところで、これからは地方でもこういう方々を広く供給していかなければいけないということで、地方での人材供給の確保を図る観点から、全国15か所以上で資格試験を実施するというところで、今年度は第1次試験、全国15か所で行っております。

また、第2期中期計画で新規に盛り込まれた内容が3つ目の「・」でございますが、資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座、更新講座を今年度から実施するというところで、東京、大阪を初めとして、

合計 200 人ほどの方々に今年度更新講座を実施したところでございます。

それから③が、消費者・企業向け研修でございますが、こちらにつきましては、相談員等に重点化する反面で市場化テストを導入するというので、テスト導入に向け官民競争入札等監理委員会の審議に対応し、実施要綱等の案を作成したところでございます。

(7)が商品テストでございます。生活実態に即した商品テストを機動的・効率的に実施し情報提供を行うということで、年度上期には、地方の消費生活センターからの依頼に対応して合計 48 件の商品テストを実施しております。このうち、公共性の強い、一般性の強いものについては8件公表し、関係機関等への情報提供、政策提言等を実施しております。

続きまして、11 ページでございます。

こうした商品テストにつきましては、国民生活センター自ら実施するだけではなくて、効率化に努めるということで、他の独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化するというので、右側にありますようなところと連携の実施を行っているところでございます。

また、2つ目の「・」にありますように、定型的な規格・基準に基づくテスト等につきましては、外部の試験研究機関等へ委託するというので、右側にありますようなものは、他の機関にテスト委託等を行っております。そのほか、商品テストを国内でどういうところがどんなテストを実施しているか、実施できるか、そういったものの情報収集提供を行うということで、その調査票等を発送して調査実施を進めているところでございます。

(8)は、国民生活センターが消費者問題全体に取り組む中心的な機関として役割を強化する、その役割分担・連携の具体的方策について対応していくということで、内閣府とも御相談しながら相談情報等の提供に当たっております。

12 ページからは予算等についてでございますが、ここにつきましては特段の内容はございません。

それから、一番下の7で、施設・設備に関する計画につきましては、現在、東京事務所につきまして耐震改修工事を進めております。3か年計画の3年目という状況でございます。

それから 13 ページ、(2)人事に関する計画につきましては、業務運営の効率化により常勤職員の増加抑制に努めるというような内容でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○大森委員長 引き続いて予算。ちょっと時間が押していますので、簡単にお願ひできますか。

○松風国民生活局国民生活情報室長 国民生活局の松風でございます。

資料5をご覧いただきたいと思ひます。

国民生活センターの平成 21 年度予算の概算要求状況でございます。

要求概要でございますが、21 年度の運営交付金の算定に当たりましては、21 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、また、消費者行政推進基本計画、それから、中期目標を踏まえて、必要な事業について算出・積算をいたしたところでございますが、前年度交付金に対しまして 254.2%という増額になっております。大きく伸びました要因は、今、申し上げた消費者行政推進基本計画の中で、消費者庁を中心とする新しい消費者行政のあり方が決定されたところでございますが、この中で、地方の消費者行政の推進のために、国としての事業を行いますと。その関係で、国民生活セン

ターにも多くの事業予算がついたところでございます。

次のページを見ていただきたいと思いますが、21年度の概算要求額の表がございまして、収入の部でございますが、運営費交付金、20年度が29億5,100万円であったところ、21年度要求額として75億円ということになっております。事業収入は変わりませんで、施設整備費補助金、これは品川の事務所の耐震工事費でございまして、20年度で終了するというので21年度の要求はございません。

支出のところをご覧くださいますと、業務経費がございまして、20年度15億3,400万円であったところ、21年度では60億5,500万円ということになってございまして、この内訳でございまして、既定分として13億5,000万円ほどございましてけれども、新しい事業として47億円ほどございまして、その47億円の内訳が右側の備考でございまして、国民生活センター本来の事業としまして、PIO-NETの刷新経費、それから事故情報データベースの構築経費、それからADRの体制整備のお金ということのほか、今、申し上げた消費者行政推進基本計画に基づきます地方消費者行政支援による増額として39億5,500万円というものが立っております。

次のページをご覧くださいますと、今の内容がございまして、1. 新規増額とございまして、ここではPIO-NETの話、事故情報データベースの話、裁判外紛争解決手続に関する部分を書いてありまして、2. 地方支援事業に基づく増額で計39億5,500万円となっております。

主なものは、例えば(1)でございまして、消費生活相談専門家の巡回訪問でありますとか、(4)の消費生活相談窓口の休日対応、また、(6)の消費生活相談員養成講座の拡充、また、(7)の企業向け研修の実施といった内容でございまして。

なお、注記でございまして、先般、安心実現のための緊急総合対策というものが打ち出されまして補正予算が組まれたところでございますが、この部分に関しても国民生活センターに予算計上されまして、9億2,600万円というものがございまして、その内容は下の(1)から(6)でございましてけれども、ここではPIO-NETのシステム刷新、事故情報データベースの構築経費、消費生活相談専門家の巡回訪問、PIO-NET端末の追加配備等といったものが第1次補正ということで措置されているところでございまして。

以上でございます。

○大森委員長 今のことと中期計画の一部変更が関係していますので、これも簡単に御説明いただけますでしょうか。

○松風国民生活局国民生活情報室長 引き続きご覧いただきたいのは資料6-1でございます。

中期計画の一部変更でございますけれども、今、申し上げました20年度の補正予算が認められたことから、国民生活センターの中期計画の変更という必要性が発生いたしました。ただし、文言等の変更は既にある文書で読み込まれるということでございますので、数字の部分を変更することになっております。

その内容は、次のページを見ていただきますと、今、申し上げた運営費に関しての補正額9億2,600万円の内訳でございまして、これの表につきましては、資料6-2をご覧くださいますと、中期計画予算、収支計画、資金計画とございまして、それぞれ対応する数字を変更してございまして。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは全般で、進捗状況についての御説明と予算概算要求につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

○山本委員 全般に関連する質問ということになるかと思いますが、裁判外紛争解決新手続きが発足するというので、業務規程原案等を作成されているという御紹介がありましたけれども、人的体制の整備、非常に私は重要だと思っているんですが、そのあたり、その人的な体制整備を支える物的な、予算面も含めて、どういう形で今、進んでおられるか、ちょっと情報を提供していただければと思います。

○田口国民生活センター理事 ADRの実施につきましては、紛争解決委員会というのを国民生活センターの中に設けまして、あっせん調停等の対応を行うということでございますが、その委員会の運営に要する予算につきましては、現在、来年度予算として要求しております。

お尋ねの人的な体制でございますが、こちらにつきましては、独立行政法人、横断的な合理化目標として、総人件費の5年、5%のカットというのが1ページ目にもございましたとおり、これが国民生活センターについても適用されるということで、ADRが加わったからこの例外というわけにはなかなかまいらないというお話でございましたので、その範囲内で、できるだけ人的な体制を整備すべく、今、努力をしているところでございます。

ADRのための何名増という形にはなかなか要求が難しいようでございますが、何とかその枠内で工夫ができないかということで、例えば他の独法の中で廃止されるようなところの定員枠をこちらの方に移し替えていただくというようなことで、そういった面も含めて、現在、来年度要求をさせていただいておりまして、何とか年間で100件程度の事案を処理できるようにしていければと思っております、そのための要員、10名程度は何かこのADRの事務局スタッフとして確保できればということを、我々は期待しているところでございます。

○大森委員長 よろしいですか。

○山本委員 どうもありがとうございました。

○大森委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございませうか。

それでは、御苦勞様でした。引き続きよろしく申し上げます。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○大森委員長 引き続き、沖縄機構につきまして、上半期の業務執行状況と平成21年度の概算要求について簡潔に御報告いただきます。よろしく申し上げます。

○バックマン沖縄機構理事 今日、上半期の業務執行状況について御報告を申し上げる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず、1の(1)というところの研究・教育活動、研究者の採用という点に関してでございますけれども、現在、PI、代表研究者19名という状況でございます、非常に活発な研究活動が行われております。そして、平成24年までに、約50名のPI、代表研究者を擁するという目標に向けて積極的に活動を行っているところでございます。それと、特に今年、若手代表研究者の採用に注力しておりまして、優れ

た応募者もおりますので、数人を採用するということになろうかと考えております。この中には、霊長類の神経科学以外の分野であるとか、構造生物学の分野、そういった分野が含まれております。

また、ハイパフォーマンス・コンピューティングの基盤整備につきましては、仕様書の作成及び入札を終えました。神経科学及びその他遺伝子の分析におきまして、このコンピューターは非常に大きな力を発揮することになると思います。

今年は、新たな研究分野として、環境科学を取り上げるということを発表いたしました。これに関連いたしまして、科学技術政策担当大臣の御支持と御協力のもとで、G8科学技術大臣会合のプレイベントを開催いたしました。今回、G8のサミットに関連いたしまして、科学技術大臣会合が開かれるのは初めてのことでございまして、日本のイニシアチブによって実現したわけであります。資料7の2ページと、それから添付2の報告書にも、文書にも記載してございますように、環境及びエネルギー問題についてのシンポジウムを開催いたしました。沖縄で、そのシンポジウムの成果をG8科学技術大臣会合へ報告をいたしました。

また、沖縄では、特に海洋生物に対する関心が高いということから、琉球大学と協力をいたしまして、海洋生物の多様性に関する共同研究をスタートするという検討会を開催いたしました。更に、ワークショップは上半期で4件、セミナーは上半期で34件を実施いたしました。また、構造生物学という分野におきまして、ウインターコースというものを開催予定でございます。

先ほど申し上げました若手代表研究者による活動に加えまして、大学院レベルあるいはポस्टドクレベルのプログラムを設けております。

研究成果の普及ということに関連いたしまして、各研究者ともすぐれた成果を実現しておりまして、上半期におきましては、16報の論文を『Nature』等の雑誌に発表いたしました。

ニュースレターあるいはその他の刊行物を発行いたしまして、研究成果の普及に努めております。

また、今年は沖縄との関係強化ということに向けまして、非常に強力な基盤を築くことができたと考えております。今年、この近隣の関係市町村の首長の方々をキャンパスにお招きをいたしましたし、また、市民の方々を招いてオープンハウスを行いまして、研究活動を見ていただいております。

もう一つ、非常に大きな活動分野として、大学院大学設置準備活動を行っています。昨年、内部の検討グループであります大学院大学設立準備グループを立ち上げました。日本内外におけるそのほかの大学院大学あるいは研究所等につきまして詳細な研究を行いました。この設立準備グループは、研究・教育組織、教育課程、管理運営の仕組み、教学面の検討委員会、財務計画を含む大学院大学のあり方についての報告を取りまとめております。

このグループは、運営委員会に報告を提示いたしました。この運営委員会が我々機構と協力をいたしまして、新しい大学院大学をつくるという目標に向けての新大学院大学の青写真を取りまとめております。今年7月に開かれました運営委員会におきまして、この新大学院大学の青写真は大臣に提出されました。この青写真に書かれておりますガイドラインに従いまして、ただいま内閣府と協力をいたしまして、新大学院大学の法律づくりの準備作業を進めようとしております。新しい大学院大学設立構想に向けまして、更に成果を積み上げてまいりたいと思っております。

それから、恩納村における施設整備と恩納村への移転というのが新しい活動でございます。最初の

工事としては、第1研究棟とそれから管理棟の建設であり、第1研究棟の鉄筋建方が終わったところがあります。このプロジェクトにかかわる全員にとりまして、建設が進むということは非常に胸躍ることであり、非常に意気高揚しているところでございます。これは、沖縄の地元住民の皆様方にとっても同じかと存じます。完成しましたら、研究者がうるまのキャンパスからこの恩納村の新しいキャンパスへ移転するという計画になっています。

次の項目、業務運営の効率化に関する措置について申し上げます。

ここに要求をされております業務運営の効率化等、さまざまコンプライアンスの確保に努める努力をしております。その中には、契約について、原則として一般競争入札によるという事項が含まれております。また、外部研究資金を獲得することによる活動基盤の増大ということにも努めております。今年、かなり外部研究資金の獲得にも成功いたしております。

また、事務職員の給与水準についても、適正化に取り組んでおります。

シーサイドハウスの有効な資産活用の検討を継続しております。このシーサイドハウスを活用いたしまして、ワークショップを4件、そして多くのシンポジウムも開いております。この活動評価ということに関連いたしまして、PIについても厳格な評価を2回行っておりますし、また、あともう一回、今年評価を行う予定でございます。

既に運営委員会との関係につきましては、御報告を前にしたことでありますけれども、今年もまた、青写真の作成等におきまして運営委員会とは緊密に協力を行いました。

以上で、冒頭の御報告を終わらせていただきまして、何か御質問があれば喜んでお答え申し上げます。

○大森委員長 概算要求についても、簡単に御説明いただけますでしょうか。

○城沖縄振興局事業振興室長 それでは沖縄機構の担当の参事官の城でございます。

私の方から御説明をさせていただきます。資料の8-1、それから関連で8-2まで御説明をさせていただきます。

資料8-1にございますように、21年度の概算要求につきましては、運営費交付金と施設整備費補助金の増額要求をいたしております。算定式は下に示したとおりでございますが、主なものだけ説明申し上げますと、運営費交付金について、20年度44億5,000万円だったものを69億5,000万円の要求。増額経費の主なものとして、21年度の新キャンパスの一部供用開始に伴いまして、今のうるまから恩納村の方に移転をする関係で、20億円程度の移転経費を計上いたしております。

それから施設整備費でございますが、これは第1研究棟、管理棟、これが21年度一部供用開始ということで、21年度予算で措置するということでありまして、それから第2研究棟に着手ということで、63億円だったものを79億円の要求といたしております。ただ、今回の補正で更に状況が変わっておりますので、資料8-2も併せて御説明をさせていただきます。

資料8-2でございますが、今回の補正予算におきまして45億6,800万円措置をされております。これは科学技術研究開発基盤の整備、それから産学連携等産業創出といった観点から今回の補正予算で措置をされたものでございます。ここで、先ほど申し上げた21年度概算要求しておりました第1研究棟・管理棟建設費については、全て今回の補正予算において計上するということといたしました。そ

の他周辺の基幹・環境整備ということについても計上いたしております。

下の絵にありますように、青丸で囲んだところ、これが第1研究棟でございますが、補正予算措置により、21年度に開学できるよう加速していくということでございます。これに伴いまして、今、21年度概算要求で要求していました施設等については更に見直しをしております、第2研究棟の建設加速というところに移っていかうかという状況でございます。

予算関係は以上でございます。

○大森委員長 では、中期計画の一部変更の措置も、続いてお願いでしょうか。

○城沖縄振興局事業振興室長 関連でございますので説明をさせていただきます。

資料9-1、9-2でございます。

ただいま申し上げました施設整備費補助金について補正予算が措置されましたので、これに伴いまして、中期計画の変更ということを出させていただいております。これは機構の場合、単年度の予算で施設整備費補助金を措置するものですから、当初の計画策定段階には総額が明記できませんでしたので、毎年度、必要に応じて予算措置された状況に応じて計画を変更しているものでございます。

資料9-2の2ページ目、それから3ページ目、ここに関係を計上しております。予算として、全体の中で施設整備費関係で補助金の収入分、それから施設整備費の支出分、2ページのところでは、それを全体として記載しております。これは先ほど申し述べた金額を足し算したものでございます。

それから、3ページをご覧くださいますと、その施設分だけを出して書いております。これも全体ではありますが、今回の補正予算の趣旨を明らかにするというので、柱書きの方にもなお書きとして、安心実現のための緊急総合対策の成長力強化のために措置されたということで、これを踏まえて、大学院大学の中核とした人材育成や産学連携のための基盤整備に活用するというを書かせていただいております。

4ページにつきましては、全体の資金計画でございます。これについても、同じ額を足し算させていただいております。

以上です。

○大森委員長 バックマン理事から御説明、それからただ今の御説明について何か御質問等ございますでしょうか。

○バックマン沖縄機構理事 追加的に申し上げたいのは、新聞報道がございました理事長の旅費に関する問題でございます。これにつきましては、監事に依頼をいたしまして状況を精査いたしまして、しかるべき改善措置についてのアドバイスをいただいております。今日、皆様方に御報告できますのは、精査した結果として旅費の誤用・濫用は一切なく、適切に使用されたものであること。ただし、大変申し訳ないことではございましたけれども、手続き、文書作成というところで、必ずしも完全なものではなかったということがございますので、監事のガイダンスにも従いまして、改善措置を導入いたしまして、将来、こういったことが再発しないように努力をしているところでございます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

日本で初めての試みでございますので、マスコミが非常に注目しています。コンプライアンスについて

は、ほかも皆同じですが、十分御留意いただきたいなと思います。感想です。

何かほかに御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ちょっと1つ、この新しい大学院大学を設立するということになると法人になりますよね。この法人の性質については、一応検討が済んでいるのでしょうか。

○清水沖繩振興局長 沖繩機構の運営委員会という、理事長が重要事項について諮る機関がございます。これは御案内かと思いますが、科学者の先生方、ノーベル賞受賞者の先生方も含めて構成されている委員会ですが、そこでこれまでの検討を踏まえながら、先ほどバックマン理事から御説明のありました、将来の大学院大学の青写真について、この半年ぐらいずっとその議論が行われ、それがこの7月に取りまとめられております。

そこで、政府に対して、更にそれに必要な法制面を含めた検討をしていただきたいということです。そこではできるだけ先端的な研究分野、しかも学際的な分野を目指していくということでございますので、いろいろな分野の内外の科学者の先生方、いわば衆知を集める形で、また、できるだけ柔軟性・自主性があるような形態ということで、学校法人の仕組みをうまく生かしながら沖繩振興とか、そういった形からの政府のサポートを得られるような仕組みを検討していただきたいというような要請を受けております。今、そういったような要請を踏まえながら、内閣府において、文部科学省あるいは財務省といったところといろいろ協議をさせていただいているのが現状でございます。

○大森委員長 ということは、どうするかというのは、まだこれからですね。

○清水沖繩振興局長 はい。まだ最終的な結論は出てございませんが、そういったできるだけ青写真の要請を生かしながら、法制化も含めた検討をできるだけ速やかに進めていきたいと考えているところでございます。

○大森委員長 はい、わかりました。

皆さん方、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上といたします。御苦勞様です。ありがとうございました。

(独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 お待たせいたしました。

それでは、北方領土問題対策協会から御説明を受けてまいります。

上半期の業務の執行状況と予算概算要求の状況につきまして、恐縮ですが簡潔にお願い申し上げます。

○間瀬北対協理事長 理事長の間瀬でございます。

日ごろは、当協会の活動に御指導、御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。お陰様で、当協会の平成20年度の事業も期首にいただきました計画に基づきまして、ほとんど大きな問題もなく順調に進んでいるところでございます。まず、御報告申し上げます。

今年7月に開催されました洞爺湖サミットの際に日露首脳会談が行われまして、両国首脳の間で、平和条約については首脳レベルを含む交渉を誠実にやっていくという確認がなされました。これから、ロシア首脳の日も予定されているようでございますので、当協会役職員一同、一日も早い四島返還、平

和条約締結の実現を祈りつつ、一丸となって業務に邁進する所存でございます。

返還運動も既に 64 年を経過いたしまして、元居住者の高齢化とともに、関係者の間には焦燥感が非常に強くなっております。また、四島在住のロシア人の方も、領土問題の議論は極力避けようという傾向が非常に最近強くなっております。当協会といたしましては、この北方領土問題は国の威信にかかわる重要な問題であるということを改めて肝に銘じまして、日本人に対しては、全国民が一丸となって要求運動をしていくことが国の外交交渉を強力に後押しするものであること、また、四島在住のロシア人に対しては、領土問題の歴史的な経緯と日本の主張を正しく理解していただくように力を注いでいく所存でございますので、委員の皆様におかれましても、今後とも引き続き、御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○岩崎北対協事務局長 それでは、続きまして資料 10 を使しまして、協会の上半期、本年の9月末現在までの執行状況について御報告をさせていただきます。

まず、1ページと2ページでございますが、業務運営の効率化の目標ということであります。

事務の効率化、管理経費等々の節約を進めるということですが、特に経費の節約につきましては、各種事業をお願いする際には必ず節約を呼びかけております。また、契約面におきましても随意契約の見直しを行いまして、本年度、全契約、競争入札を実施したところでございます。まだ下半期はございますが、それに向かって行いたいと思っております。

また、10月でありますけれども、札幌事務所の移転を行いまして、更に経費の節約を努めているというものでございます。

2ページ以降をご覧くださいと思いますが、国民世論の啓発、返還要求運動の推進というところでございます。8月の強調月間を中心とした実績ということになりますが、この際に県民会議でありますとか、各種団体のそれぞれの大会でありますとか研修会などが開かれておりますが、9月末現在、2ページの右の下の方の表にございますが、32回実施されまして、必要な資材・資料などを協会から御支援申し上げたという実績でございます。

また、4ページをご覧くださいますと、この大会に合わせまして、私どもで学識者の方あるいは元島民の方など講師を派遣いたしております。この回数が17回ということになっております。ここにまとめさせていただきます。

同じく4ページの中ほど以降でございますが、本年4月には、啓発事業の本年度の実施計画の内容を説明するための推進委員全国会議というのを開催いたしました。

そのほか、5ページから8ページに実績としてまとめさせていただきますが、各ブロックにおきましても、幹事県会議でありますとか、それぞれブロックの研修会等の会議を開催させていただいたところであります。細かく申し上げますが、資料におまとめをさせていただきます。

それから、8ページの広報啓発事業ということでございますが、本年も9末日現在で、来年のための標語の募集を行ったところであります。約3,000通の応募がございました。10月末に選定を行いまして、最優秀賞を含め8点を選定したところでございます。この最優秀賞の標語を使いまして、来年のポスターカレンダーを現在作成すべく、準備を進めているところでございます。

また、例年8月の強調月間には、啓発懸垂幕、横断幕の掲出という事業を、各県民会議にお願いをし実施しておりますが、本年は7月に北海道で洞爺湖サミットが行われました。この時期に合わせまして、この懸垂幕、横断幕の掲出も前倒しして、7月から実施をしたというのが本年の特徴的な事業でもございます。

恐縮ですが、9ページから 15 ページでございますが、第1期中期計画の中でも次世代の青少年の育成が重要という御指摘をいただいた事業の関係でもございます。いわゆる後継者育成ということでございますが、7月には、北方少年交流事業というのを例年行っております。本年も7名の根室管内の中学生を東京にお招きをし、福田総理はじめ岸田北方担当大臣等とお会いをいたしまして、少年たちの思いを伝えて早期の解決を訴えたという事業でございます。

10 ページ、11 ページになりますが、返還要求運動の原点の地であります根室におきまして、いわゆる現地研修という名を使っておりますが、中学の社会科の先生と中高生を対象にした北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会、これを8月に実施いたしました。また、大学生を中心にいたしました北方領土ゼミナールということで研修をさせていただいておりますが、これも根室におきまして9月に開催をしたところでございます。

そのほか、ちょっと飛びますが、12 ページから 15 ページには、各ブロックにおきましても先生方の研修会、教育指導者の研修会、あるいは青少年の育成事業をそれぞれ特徴を持った形で実施をされております。これをまとめさせていただいております。

また、15 ページでございますが、15 ページの下から 16 ページにかけてでございますが、北方領土問題教育者会議というものを設立させていただいているところでありますが、本年、ただいま現在、32 の都道府県で設立をされ活動をしていただいております。学校の先生方にお集まりをいただいて、青少年の教育をどう進めていくのかということをお議論いただく場と考えております。

16 ページの中ほどでございますが、わかりやすい情報の提供というテーマでございますけれども、特に私ども協会のホームページの充実にも努めております。特に、上半期の事業実施内容を常に更新するべく努力をしているところでございます。

16 ページ以降 21 ページになりますけれども、北方四島との交流事業実施でございます。いわゆるビザなし交流と言われる事業でございますが、本年度は9月末現在、訪問、受け入れとも、17 ページ以降に詳細まとめさせていただいておりますが、予定どおり訪問4回、それから6月の受け入れ、青少年1回、更に 10 月になりますが、大人の方を対象にした受入事業を1回実施したところでございます。

また、専門家事業としての日本語講師派遣事業というものも当協会は行っておりますが、各島約1か月、それぞれ実施をさせていただいたところでございます。

21 ページでございますが、本年度新規に事業としてつけ加えられたものでございますが、このビザなし交流に使用いたします後継船舶の確保という事業でございます。平成 24 年度の供用を目指して現在作業を進めているところでありますが、当協会、本年度中にこの船を調達し運航していただく業者を選定する、そして契約をするというものでございますが、ちょっと遅れているところもございますが、準備を進めているということでございます。

それから、同じく21 ページ、調査研究の関係でございます。昨年度、調査研究のあり方について見直

しをさせていただいたところでありますが、本年度から領土問題に関する基礎的なデータ、具体的には領土関係の報道記事でありますとか、島で発行しております新聞など基礎的なデータを集めてこれを整理し、利用していただきやすい状態でホームページに公表しようということで検討を進めているところでございます。

それから、21 ページの後段からでございますが、元島民に対する援護ということでございます。2つ主な点があるかと思えます。1つは、資料の保存という事業であります。北方四島居住者地図ということで、元島民がその島に住んでおられたときの住宅地図を、それぞれ各島1つずつつくろうということで進めている事業。それからもう一つは船の事業、訪問事業でありますけれども、元島民による自由訪問ということで、いわゆるふるさと訪問と言ってありますが、これに対して支援をしたと。本年度も予定どおり4回を実施したところでございます。

それから、24 ページになりますが、いわゆる元島民あるいは旧漁業権者等に対します融資事業ということでございます。1つは、本年4月からいわゆる融資対象者を拡大する内容のための旧漁業権者法、法律の改正をいたしたところでございますが、これが4月から施行されております。これの内容の説明会等々を10地区で開催し、それ以外に広報紙等々での周知の徹底を図ったところでございます。

また、融資でございますので、リスク管理ということで、この適正な管理を行うということに努めているところでございますが、本年9月末現在の貸付決定額が、26 ページにございますが3億 7,300 万円ということになっております。ずっと見ていただきますと、リスク管理であります。管理債権額の割合 2.05% ということで順調に管理が進んでいるのではないかと考えております。

今後も、管理債権回収に努力をし、中期計画に沿った適正な管理に努めていくということにいたしております。

以上、雑駁でございますが、上半期の状況につきまして御報告をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○大森委員長 概算要求も簡単にお願ひしましょうか。

○山本北方対策本部参事官 資料 11 で御説明いたします。

まず、1の一般業務勘定でございます。要求額6億 8,500 万円。基本的には中期目標、中期計画等に基づきまして、21年度の業務のあり方を検討した上で、運営費交付金の算定ルールに基づいて積算を行ったということでございます。

その次のページというか裏側を見ていただきますと、増額経費の主なものとあります。①ですが、現在、北方領土教育の充実・強化を図るという観点から、各都道府県教育関係者による北方領土問題教育者会議というものの立ち上げを働きかけているわけですが、その支援の一環といたしまして、教材の作成・配布などを行う経費。②は、北方館等の啓発施設の老朽化等に対応する経費。③ですが、先ほどもお話がありましたが、後継船舶の確保について、関係閣僚申し合わせに基づきまして、平成 21 年度から 23 年度にかけて後継船舶の設計・建造を行うこととなりますので、これら過程における設計・建造の状況を確実に把握していくための経費ということでございます。

次に、IIの貸付業務勘定でございますけれども、1億 4,500 万円の要求。若干の減額要求になっておりますけれども、この主な要因は、今年度札幌事務所を移転するために一時的に計上した経費という

のが減額することによるものでございます。いずれにいたしましても、今、11月でございます、財政当局からは非常に厳しい御指摘をいろいろ受けておりますので、どこまで要求が通るか、予断を許さない今の状況であります。

以上であります。

○大森委員長 それでは、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

引き続き厳しい環境の中ですけれども、理事長のお話がございますように、頑張っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。御苦労様でした。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

○大森委員長 先月15日に、総務省に政独委という委員会がございます、ここの意見交換会が行われました。大変申し訳なかったんですが、私がどうしても出られなかったものですから、平澤、加藤、渡邊の3先生に御出席していただきました。

恐縮ですが、平澤先生から、そのときの御様子など簡単に御説明いただけますか。

○平澤委員 では、ごく簡単でありますけれども、今、御紹介ありました3人が我々から出席しましたが、政独委の方の委員としては5名、内閣府担当の方、それから1名、経産省等を担当される方が、やがて主査としておやりになるための予備ということで出席されておられました。

それで、本来ならば、個々の評価の内容に関しての議論をする場ではないということだったんですが、出席している我々に対して、非常に厳しい、忌憚のない質問、御意見等が出され、我々の側としても具体的にいろいろと状況等を御説明し、議論としては非常に盛り上がったと思います。

1点だけ御報告いたしますが、我々のように対象の法人と接近戦をして評価をしているという、そういう立場では、法人のミッションを共有しながら徐々に法人のパフォーマンスを上げていくという、こういう視点からの評価をしているわけです。それに対して、法人と一体化していないか。もっと言うと、つるんでいないかといったような、そういう目でもって政独委の方で我々の評価内容を精査していただくと、こういう視点の違う2つの観点からの評価を重ねるということは、お互いに意味があるのではないかと、この点では一致したと思います。

それで、政独委の方の委員の中からも、今、検討されている一元的な評価ということに対して疑問を呈するというような強い御意見も表明されたりもいたしました。

議論は予定された時間を大幅に超えたわけですが、終わってもなお、立ち話で、議論をしたというような状況でありました。向こう側も非常に有益だったと、現場のことがよくわかったと、そういう感想を述べられていたように思います。

○大森委員長 前に私が出たときに、こちらから攻勢をかけまして、相当盛り上がった経験がございました。やっぱりあの人たちは一貫して何か、それぞれのところの独法と非常に親密で、評価が甘いのではないかと、そういう予断を持って見ておられるので、あなた方は何をおわかりになっているんですかねんていうことを私が言って、そのときはちょっと緊張したんですけれども。

先生がおっしゃっているように、全体どういうミッションを持っていて、そのためにどういうふうな全体のパフォーマンスを上げていくかという観点で我々は評価しているわけで、正しい評価の道筋ではないか

と思っているんです。

どうぞ一元化されるなら早くやってくださいと、そういう仕組みが可能になるならやってくださいということなんです。

ありがとうございました。御迷惑をかけまして、本当にありがとうございました。

それでは、もう一つ事務局から報告があります。

○市川政策評価広報課長 資料 12、分厚いものでございましてクリップでとめたものでございますが、これは行政改革事務局の方で、夏から秋にかけて第1回のフォローアップが行われておりまして、内閣府からの提出資料でございます。提出期限の関係から、内閣府として提出しました内容について今回配布させていただいております。

資料の説明は省略させていただきますけれども、どの法人に関するものかは、左側あるいは右上の方に書いてございます。こうしたフォローアップについては、これで終わりということではございませんで、平成22年度末までに実施するということになっておりますので、今後も機会をとらえてフォローアップをいただいて委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。もしこの提出資料について御意見等がございましたら、各分科会担当へ御連絡いただければ幸いです。

以上でございます。

それからもう一つは資料13でございまして、2ページ物でございますが、これは先ほど御紹介のありました政独委のものでございますが、入札・契約の適正化に係る評価における政独委の関心事項ということでございまして、政独委が年度評価を行うに当たりまして、各府省の評価委員会が各法人の入札・契約状況を評価する場合に、各種規程等に照らし確認を行っているかなどといった点について関心を持って評価を行いますと、こういう通知でございまして、一義的には法人の契約事務の担当者、あるいは法人監事の監査によって厳格に行っていた内容であると思われませんが、今回の指摘は、昨年度の年度評価をこの夏に行なった、終わった後の9月5日に送付されてきましたので、これについては来年の夏の評価の際、本件も念頭において評価をしていただければと考えております。

以上でございます。

○大森委員長 各独法の中にいる監事の役割について厳正にやれという趣旨になっているものですから、各分科会の先生方から、機会を見まして、各独法の監事、ここでチェックするようなことがいっぱいございますので、ちゃんとおやりになっているかどうか、ちゃんとやっていますねということを念を押していただくことが大事ではないかと思っています。

以上のような御報告でございますけれども、全体としてよろしゅうございますでしょうか。

○平澤委員 今の最後の点は、かなり我々も危惧している点なんですが、監事の任命というのは、評価委員会から何か任命に関して申し述べることができますでしょうか。

○大森委員長 できないんでしょう。

○山崎政策評価審議官 監事は所管大臣、内閣府でいいますと内閣府の長たる内閣総理大臣の権限になっております。

○平澤委員 そうですか。

○大森委員長 中に置かれているんですね。要するに、内部監査の一環として配置されていて、外

部的なという話ではないものですから、逆に言うと、厳正にちゃんとおやりになっていますかと。何を点検資料としてお使いになっていますかということになると思うんですね。

○平澤委員 我々委員も、所管大臣から任命されていると思うんですが、では、立場の違う同じ大臣から任命されているということですか。

○山崎政策評価審議官 内部監査と外部監査という、そういう位置づけでございます。

○平澤委員 そうすると、お互いに正確さ等に関して意見を述べ合う、かなり厳しく意見を述べ合うということがあってもおかしくないですね。

○山崎政策評価審議官 それはおかしくないと思います。

○大森委員長 おかしくないと思います。

私はもう一つ、経過的に防衛省の方、もう終わっているんですけども、若干、そういう御議論がございましたから、あり得るのではないのでしょうか。ただ、人事について我々に権限がないものですから、どういう方が任命されるかわかりません。お仕事を通じて私どもとして物を言うと、そういうことになるのではないかと。

よろしゅうございましょうか。今日は以上でよろしいですか。

次回、今後の予定をお願いします。

○市川政策評価広報課長 今後の予定でございますけれども、資料 14、最後の方についております1枚紙でございまして、年明けの2月に評価委員会、お集まりいただきまして、沖縄機構の新中期目標の案について御審議をお願いしたいと考えています。

それから、各分科会におきましては、2月、3月に開催していただいて、年度評価を行うための評価基準の見直しなどの審議をお願いいたします。ただ、沖縄機構の分科会については、その第2期の新中期目標案の審議がございまして、評価委員会に先立ち開催をお願いすることになると思います。

次に3月ですが、評価委員会を開催していただいて、その沖縄機構の新中期計画案の審議をお願いしたいと考えております。

それ以降につきましては、また年明けの委員会で改めて御報告させていただければと思います。

今後の予定は以上でございまして、それで最後に、資料 15 でお配りしてございますが、2月、3月に予定されております評価委員会を開催するために日程調整の必要がございまして、先生方の御都合をお知らせいただくように日程確認票ということで2枚入れております。こちらにできれば御記入いただき、本日お帰りの際、事務局にお渡しいただきたいと思っております。本日難しい場合には、来週にでもファクスまたはメールで事務局の方にお送りいただければと思います。

なお、2月の評価委員会ですが、2月中旬ごろの開催、また、3月の評価委員会はその後の事務的な協議とか作業の関係がありまして、できましたら3月上旬にお願いできればと考えておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 以上でよろしいですか。

それでは、長時間ありがとうございました。